

ホームページ <http://www.town.shimane-kawamoto.lg.jp/>

フェイスブック <http://www.facebook.com/town.kawamoto>

にゅうがく おめでとう



ご入学おめでとうございます



今月の主な内容

- 令和2年度町長施政方針 ……P 2～3
- 議会かわもと ……P 5～9

4月9日(木)小中学校で入学式があり、小学校22人、中学校17人の新入生が真新しい制服に身を包み、新たな学校生活をスタートさせました。

令和2年度 町長施政方針〈抜粋〉（令和2年第1回川本町議会定例会より）

地域との協奏

三宅前町長には2期8年間にわたり、町勢発展のためご尽力を重ねてこられました。その間に果たされた多大なご功績とご貢献に對しまして、深く敬意と感謝の意を表します。

さて、私は、先の選挙におきまして川本町の優れた自然、文化、歴史と暮らしを次の世代に引き継ぐために、人口減少対策をはじめとする諸課題に全力で取り組むことを訴え、多くの皆様からご支持をいただき、町長に就任致しました。

町民の皆様からの大きな期待をしっかりと受け止め、掲げました「地域との協奏」の政治信条のもと、次世代に繋ぐ「かわもとまち」の実現に、全力を尽くす所存であります。

目指す5つのまちづくり

「地域の特色を活かした産業のまちづくり」

それぞれの地域を持つ、自然・歴史・文化などからくる特色を活かした産業のまちづくりを進めてまいります。この内、川本地域におきましては、先にとりまとめられました弓市地区の魅力化に向けた構想をベースとして、関係機関との協議を進め、方向性を共有する場を設けるなどして、持続可能なまちづくりに向けた取り組みを具体化してまいります。

「安全・安心で活力ある暮らしを守る基盤づくり」

「暮らしを守る基盤づくり」

私自身が、昭和47年7月豪雨による床上浸水の被災者であるという実体験も踏まえ、「江の川水系河川整備計画」をはじめとした、治水・防災・減災対策などの早期推進と、主要地方道川本波多線をはじめとする、産業振興や町民生活を支える社会インフラの早期整備について、県や国に強固に働きかけてまいります。

「幸せを実現する生活環境づくり」

町民の皆様の全てのライフステージにおける、幸せを実現する生活環境づくりに向けて、県や国の制度を活用して、ソフトな支援を実現してまいります。また、医療・介護・生活支援を総合的に提供する、地域包括ケアシステムを充実するとともに、地域の医療機関による在宅医療などの取組を支援します。

「次代を担う人づくり」

川本が好きで、この町での将来の自分の役割に思いを馳せる子どもたちを増やしていくことが重要であり、そのために、地域への愛着と誇りを育むふるさと教育や、教育の魅力化を通じて「次代を担う人づくり」を進めてまいります。

実現に向けて、保育所から小・中学校、そして高校までを繋ぐ「保小中高

連携」を進めるとともに、島根中央高校への支援を充実してまいります。

「新しい人の流れづくり」

これまで述べました取り組みは、町の魅力をさらに伸ばしていくこととなります。

「かわもと暮らし情報センター」を中心として、これらを幅広く発信し、出身者をはじめとする人々との絆を深めて、大都市などからのU・イターンの拡大に繋げてまいります。

意識する3つのキーワード

この「5つのまちづくり」のすべてに、「守り」と「攻め」、そして「人材の育成」の3つのキーワードで横櫛を差し、施策を重層的に展開してまいります。

まずは、県の制度を積極的に導入し国に強固に働きかけて、ソフト・ハードの両面から町民の皆様全てのライフステージをしっかりと守ってまいります。

次に必要不可欠となる攻めの姿勢をもって、地域の特色や資源を活かした産業の振興を図るとともに、その取り組みを内外に幅広く発信してまいります。

そして、「人材の育成」であります。ふるさとへの誇りと愛着を持った人材と、U・イターンなどで新たに町に入ってくる人の流れを融合させ、次代を担う人材の育成を強く意識し、実践

してまいります。

基本姿勢と

次期総合計画への反映

これらの施策を進めるためには、地域の産業や皆様の生活の実情を、私自身がこの目で見て、この耳で聴くことが重要であります。

そのため、町政意見交換会をはじめとして地域を訪問し、課題や将来像等について直接うかがい、いただきましたご意見を施策に反映してまいります。

また、人口減少は、県さらには日本全体の課題でもありますので、県と連携して、国に対しても迅速かつ実効性のある対応を求めてまいります。

加えて、多くの課題を共有する隣接市町、さらには石見地方の市町とも連携を進めてまいります。

このような基本姿勢のもと、町議会や関係団体などからうかがったご意見を、現在策定中の次期川本町総合計画に反映してまいります。

令和2年度予算

一般会計

令和2年度一般会計の当初予算につきましては、平成27年度に策定した総合戦略に基づき、引き続き人口減少対策として取り組むべき事業について予算計上を行ったところでございます。

一般会計当初予算額は、40億9,942万3千円となり、前年度と比較すると9億2,507万1千円で18.4%の減額となっております。

主な減額の要因は、まちごと魅力化センター整備事業費6億2,669万円の皆減であり、その他にも、かわもと音戯館大規模改修事業7,500万円、防災倉庫整備事業3,560万円、すこやかセンター改修事業2,243万円、コミュニティバス整備事業2,243万円、公衆無線LAN環境整備事業2,022万円等の事業が完了したことによる減額となっております。

また、主な増額要因は、まちごと魅力化センターの運営事業費3,494万円の皆増や、新可燃ごみ共同処理施設整備事業負担金1億5,655万円の増となっております。

特別会計

国民健康保険事業、後期高齢者医療、簡易水道事業及び農業集落排水処理事業の特別会計の総額は、8億6,404万7千円で、対前年度比で5,770万9千円、7.2%の増であり、全ての事業が増額となっております。

第5次総合計画に基づく

主要施策（抜粋）

「特色を活かした活力ある

産業のまち」

●農業と農村の振興

令和2年産米の作付けは、生産者の意向調査の段階では121haとなり、令和元年の実績と比較し5haの減。先進技術導入による省力化や担い

手と農地を結びつける農地集約率の向上、担い手組織の連携に向けた協議を今後さらに進める。

●商工業の振興

弓市地区の商業機能維持のため、町内の若手や地域おこし協力隊など、起業にチャレンジする人材の確保に努める。さらに、平成30年度から実施している「弓市ビジネスチャレンジコンペティション」を継続して開催し、個性と専門性をもった業態や新たな起業家を受け入れる機運を醸成する。

●交流施設等の運営

湯谷温泉弥山荘を運営している「地域活性化センターかわもと」の、令和3年度からの法人化と次期指定管理に向けて、引き続き積極的な事業展開を行う。

「便利で快適に暮らせる

基盤が整うまち」

●定住促進住宅の整備

令和元年度と同様、因原地区に2棟の建築を予定。

●公営住宅等の維持管理

令和2年度も国の交付金を活用し、五反田・川本団地の屋上防水工事を実施。今後も「川本町公営住宅長寿命化計画」に基づき、改善と維持管理を進める。

●道路整備

平成29年度より行っていた三原古市線の本線工事が令和2年3月末で完了し、令和2年度は残土処理場の整備を行う。

「安心して暮らしやすい

生活環境のまち」

●防災・消防

令和2年3月に県が土砂災害特別警戒区域を指定するのに併せ、ハザードマップを作製するなど災害に対する啓発活動に一層力を入れる。

●治水対策

国が策定した「江の川水系河川整備計画」により、令和2年度から瀬尻・久料谷地区について、詳細設計に取り組まれることになっている。

●環境衛生

邑智郡総合事務組合が進めている新可燃ごみ処理施設は建設工事を、最終処分場施設は造成工事等を行い、いずれの施設も令和4年度から供用開始予定。

「みんなが健康で安心に

くわいさきと暮らせるまち」

●地域福祉の推進

生活保護受給者の割合はやや減少し、令和元年12月末現在で7.54パーミとなり、県の保護率8.28パーミを下回っている。福祉事務所を中心に関係機関との連携を強化し、セーフティネットとしての機能を高める。

●障がい福祉

令和3年度から向こう3年間の「第6期障がい福祉計画」を策定する。

●国民健康保険

平成30年度の速報値において、特定健診受診率及び特定保健指導終了率が

県内トップであるが、依然として医療費は高い状況が続いている。引き続き、県や国保連合会などと連携して医療費の適正化に努める。

「人と人が支え合う

協働のまちづくり」

●まちごと魅力化センター

島根中央高校の存続に向け、通学圏域外からの女子生徒を受け入れる施設整備を進めており、令和2年8月から管理・運営を開始する予定。

●ふるさと納税

令和元年度の寄附額は、令和2年2月末時点で1,465万円と昨年を下回っている。寄附額増に向けた返礼品の開発や、川本ならではの体験型返礼品などを提供できるサービス及び共感できる町のPRの拡大を検討する。

●総合戦略

次期総合戦略に盛り込むこととした地区別の戦略の検討にあたって、自治会へのヒアリングを実施した。各方面からの意見や調査結果を反映し策定する。

この他にも様々な事業に取り組んでまいります。予算・財税状況等については、5月に配布する「令和2年度あなたのためのまちの予算」をご覧ください。

令和2年度 川本町新規採用職員



おおやり 大鎗 一真

広島県広島市出身・地域整備課
川本町について知り、町民の皆さんの役に立てるように日々努力していきます。よろしくお願ひします。



いしはら 石原 樹

浜田市出身・産業振興課
仕事を早く覚え、川本町民の方のために頑張っていきます。よろしくお願ひします。



みやうら 宮浦 凜

松江市出身・健康福祉課
川本町を作り上げる一員として未熟ではありますが力になりたいと思っています。少しでも早く住民の皆さんに顔を覚えてもらえるよう頑張ります！
これからよろしくお願ひします！

川本町運転免許自主返納制度が始まりました

■フリーパスを提示することで、川本町スクールバス運賃が無料



対象：満65歳以上の方

■石見交通バスカード購入額の8割を補助

購入額	利用可能額	町補助額
1,000円	1,100円	800円
3,000円	3,300円	2,400円
5,000円	5,500円	4,000円

※各申請には、警察署で発行される「申請による運転免許証の取り消し通知書」の提示が必要です。

【問】まちづくり推進課 ☎72-0634

副町長・教育長 就任



教育長 宇山 廣繁

令和2年4月1日 就任



副町長 杉本 政輝

令和2年4月1日 就任



議会

かわもと

No.133

発行
島根県邑智郡川本町川本
川本町議会
TEL(0855)72-0068(直通)
FAX(0855)72-1136
〒696-8501
編集 議会広報委員会
印刷 佐々木印刷株式会社
発行日 令和2年4月20日

こんな議案を審議しました

令和2年第1回定例会が3月6日から13日までの8日間開催され、野坂町長の施政方針、鉦教育長の教育行政執行方針が述べられ、上程された条例案件6件、予算案件8件、その他案件2件、人事案件3件の議案について、慎重審議の結果、原案どおり可決しました。

一般質問は、7名から当面する町の諸問題について質問があり、活発な議論が展開されました。一般質問に先立ち、予算特別委員会で令和2年度予算について審議し、最終日、委員長報告の後、採択が行われ、すべての日程を終了しました。

臨時会

令和2年1月29日、第1回臨時会が開催されました。

邑智郡総合事務組合、議会議員の補欠選挙が行われ、大畑茂久氏が当選されました。

令和2年度一般会計

当初予算 40億9千942万3千円

前年度対比
18.4%減

川本町国民健康保険事業特別会計	4億9千424万3千円
川本町後期高齢者医療特別会計	1億4千385万8千円
川本町簡易水道事業特別会計	1億7千63万0千円
川本町農業集落排水処理事業特別会計	5千531万6千円

委員会審査報告書

予算特別委員会

委員長 高良 敏幸

本委員会は付託議案を審査した結果、左記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

議案番号	付託事件名	審査結果
議案第10号	令和2年度川本町一般会計予算	原案可決
議案第11号	令和2年度川本町国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第12号	令和2年度川本町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第13号	令和2年度川本町簡易水道事業特別会計予算	原案可決
議案第14号	令和2年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算	原案可決



傍聴席風景

一般質問

笑顔で輝く町づくりについて問う。

野坂町長 〓 現行戦略をしっかりと検証し、有効な取り組みは継承する。



木村議員

総合戦略と次期総合戦略について問う。

野坂町長

町民の皆様と奏でることを公約した「目指す5つのまちづくり」である。

- 地域の特色を活かした産業のまちづくり
 - 安全・安心で活力のある暮らしを守る基盤づくり
 - 幸せを実現する生活環境づくり
 - 次代を担う人づくり
 - 新しい人の流れづくり
- を盛り込んでいく。

木村議員

人口減少歯止め対策として何が一番か問う。

湯浅産業振興課長

定住住宅の整備・子育て・学びへの支援、企業へのチャレンジなどを総合的かつ重層的に支援する。

木村議員

弓市魅力活性化構想について問う。

杉本まちづくり推進課長

弓市地区の衰退は川本町の衰退であると認識しており、魅力化に向けたベースとなる構想と持続可能なまちづくりに向けたビジョンの方向付けをしたい。



担い手育成と法人の経営安定に向けた対策を問う。

湯浅産業振興課長 〓 農業法人を含め、経営安定のためには今後さらに対策が必要。



石川議員

中山間地域直接支払制度により長年農地を守っているが、農業の担い手の高齢化、担い手不足、後継者不足も顕在化し、農業法人、集落営農組織も脆弱になっている。近い将来において農地の維持管理ができない状態であり、今後さらに耕作放棄地も増加することが予測されるので、関係機関が一体となって対策を講じるべきであると考えているが、所見を問う。

湯浅産業振興課長

農地を守るという観点については集落組織の連携や、併せて省力



化の取り組みを現在行っている。適切な農地は、担い手に可能な限り効率的に集約し、限られた担い手に対応できる環境作りをしていく。

担い手が耕作できない農地は町が支援して、担い手の確保や面積を拡大しているエゴマなどへの転換と併せて、農地を維持する取り組みを行っていく。

●その他の質問
◎新町長の基本方針を問う。

治水対策が喫緊の課題ではないか。
宇山地域整備課長⇨要望は継続して行う。



片岡議員

昨年、堤防越水まで70cmに迫り、町民は、悠邑ふるさと会館で眠れぬ夜を過ごした。町民の安心・安全な暮らしを守るためにも、堤防の嵩上げが必要ではないか。

宇山地域整備課長

国に継続して強固に要望していくが、現状、計画に上っていない。

片岡議員

早期治水対策として、3点の提案をする。

- ①ダムの事前放水。
- ②河床・河岸の掘削による、流水

量の増大を図る。
③遊水池の設置を国に求める。

◎その他の質問

●肺炎球菌ワクチンの接種の促進について。

現在、5歳毎の定期接種になっているが、新型コロナウイルスなど肺炎が心配される現状では、中間でも補助すべきではないか。

●人口減少に対する取り組みを聞く。

町政の基本方針を問う。
野坂町長⇨町政に対する信頼回復が私に課せられた大きな責務。



山口議員

公金意識の甘さが生んだ邑智郡総合事務組合への電気代の過少請

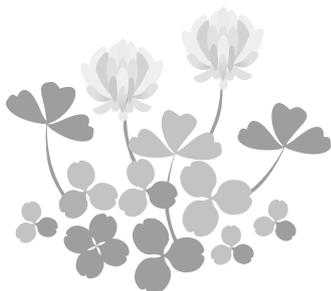
求問題や、役場内におけるあってはならない障がい者差別の人権問題の疑惑は、町民の町政に対する信頼を損ねており、信頼の回復が、施策以前の町政の最大の課題ではないか。

野坂町長

電気代の過少請求問題は憂慮すべき事態であり、今後、信頼回復に努めたい。

山口議員

町民の声を真摯に受け止め、町民の多様な要求を実現していく町政が求められる。いつまでも住み続けられる町であるために、現状の問題点を踏まえた施策が必要である。



児童生徒の学力向上策を問う。

鈿教育長⇨教育委員会でも子どもの学力が上がるように考えていきたい。



高良議員

来年度から、自らの学び応援事業の中の塾の費用の助成を止めるのはなぜか。

瀬上教育課長

平成28年度から実施をしたが、当初は小中学生の17%が利用していたが、今年度は12%となり、周知をしたにもかかわらず、広がりを欠いているので予算化を見送った。

高良議員

現在、12%でも利用されている児童生徒がいる限りは、利用する生徒の学力の向上につながる訳だ

から、続ける必要があるのではないか。

瀬上教育課長

学習塾よりも今後は、家庭学習の充実策を考えていく。

高良議員

まげなネットのテレビ放送を作った学力向上策はないのか。

鈿教育長

教育委員としても子どもの学力が上がるように、できる限りの支援をしていく。

◎その他の質問

●高齢者の生活を守る施策について問う。

●人口問題について問う。



採択された陳情について現在の状態を尋ねる。

宇山地域整備課長⇨令和4年度の着工。



圓山議員

議会に提出された陳情は、各委員会に付託され審議をするわけだが、その採択された町道田原絵堂線の改良を求める陳情の現在の状態状況を尋ねる。

宇山地域整備課長

採択された陳情は、議会はその実現に向けて政治的道義的責任を負うこととなる。町としては、財政状況等を勘案して検討していく。平成24年に三原自治会から提出された町道改良は、平成24年12月議会で採択され、平成27年度に現地調査、平成29年度に測量設計、平成30年度着工として計画をしたが、(株)三協の工場進出に伴う町道

三原古市線の道路改良の必要性が高まり、優先した。今年度(令和元年度)末には終了するが、令和2年度は残土処理を実施するの、令和3年度の測量設計、令和4年度の着工を想定している。

◎その他の質問

●空き家対策について。

●築紫原地域の水道問題について。

人口問題への取り組みを問う。

野坂町長⇨総合計画に基づき、人口対策を展開していく。



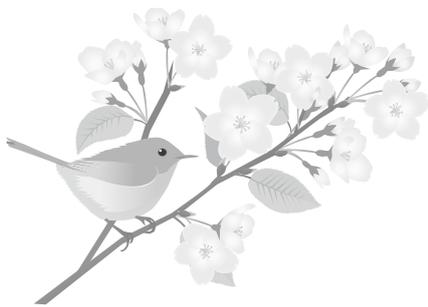
大畑議員

少子化に伴う人口減少問題は、まさに「国難」と呼ぶべき事態となっている。中山間地の自治体に

おいては、生き残りをかけた「待ったなし」の課題である。どう取り組んでいくのか、その意気込みを問う。

野坂町長

令和2年2月末現在の人口は、3千247人だが、直近5年間の推移で、260人の自然減、12人の社会増となっており、しまね統計情報データベースで示されている人口推計よりも緩やかに推移している。今後も持続可能となる体制を、組織が拡充された県と協調しながら構築していきたいと考えている。今後、策定する総合計画に基づき、横断的かつ重層的に人口対策を展開していく。



令和元年度川本町議会 行政視察研修



奈義町「なぎチャイルドホーム」にて

岡山県奈義町と同県和気町の子育て支援事業についての行政視察を、令和2年1月23日、24日に実施しました。
本町と同じく「単独町制」を選択し、頑張っておられる奈義町で

は、平成26年の合計特殊出生率が岡山県第1位、全国でもトップクラスの「2・81」という快挙を達成されました。また、和気町では出生の日から満18歳に達した日、以後の最初の3月31日まで医療費（自己負担分）が無料という先駆的な取り組みを実施されています。

今回の視察を通して子育て支援の大切さ、重要性を改めて感じる事ができ、大変、有意義な2日間の視察研修となりました。

全国町村議会議長会表彰

自治功労者

議員表彰（在職15年以上）

副議長 片岡 通泰



令和元年度 定期総会にて表彰(2/21 松江市)

編集後記

中国を発祥の地とする「新型コロナウイルス」が猛威を振るっています。

春といえば定番の卒業式、入学式、歓送迎会が軒並み、中止または本人達だけで開催されるなど、異常な事態が発生しています。

人々が縦横無尽に、世界を飛び回る速さに比例して、流行も留まることを知らないようです。

「コロナ」そのものの正体が解っていない今日においては、予防策とすれば、「うがい」「手洗い」の励行しか、今のところ無いような気がしています。

世の中には「まさか」ということが、忘れたころ起きるものですが、この「コロナ」も、正に「まさか」の一つに数えられる事柄だと思えます。

不要不急の行動を控え（どこかで聞いたような!?）、心、静かに時が過ぎるのを待つしかないのでしょうか?これ以上、人類が経験したことのないようなことが起こらないことを祈るばかりです。

〈石川〉

邑智郡総合事務組合への電気料金過少請求について

はじめに

邑智郡総合事務組合（以下「事務組合」）への電気料金過少請求について、平成31年2月号の町広報誌において、本事業の概要、事務組合への電気料金請求の計算方法、再発防止のための改善策、町が設置した第三者調査委員会の見解、職員への処分等を掲載しております。

その後、事務組合と構成町（邑南町、美郷町、川本町）で協議を進め、令和2年2月28日開催の事務組合議会全員協議会において、事務組合として過少となっていた電気料金を負担することの合意がなされました。その間の経緯等をお知らせします。

経緯

平成30年12月11日

川本町議会全員協議会へ、請求漏れの電気料金を事務組合へ請求することを提示。町議会の意向も踏まえ、遡及請求の事務組合との話し合いに入る。

平成30年12月25日

事務組合管理者会、事務組合議会全員協議会への報告

平成31年1月11日

事務組合幹事会・財政担当課長会議

（川本町を除く2副町長、各町財政担当課長、事務組合、オプザーバーとして県）で「平成30年度分電気料負担金の件」「請求漏れ電気料金の請求」について協議。川本町から第三者調査委員会からの報告書を基に、請求に至る経緯や背景、現状などを報告し協議。

平成31年1月15日

事務組合から法律事務所に対し、前段会議における疑問点などに対する見解を求める依頼をし、後日意見書を得る。

令和元年8月5日

平成31年1月11日開催の会議における疑問点などについて、川本町から回答

令和元年10月9日

事務組合から法律事務所に対し、平成31年1月15日付けの意見書に対する追加相談の依頼。その内容は、「消滅時効の件」「検定切れメーターの数値を使用することについては是非」

令和元年10月28日

法律事務所から事務組合に、令和元年10月9日付け依頼に対する意見書が出される。

令和元年11月29日

事務組合管理者会（管理者川本町長、副管理者邑南町長、美郷町長、川本町副町長）に、法律事務所の見解等を踏まえた川本町としての考え方や見解案を提示し了解を得る。

令和2年1月29日

川本町議会全員協議会において、事務組合に対する過少電気料金請求の考え方及び概算請求額を示し了承を得る。

令和2年2月12日

川本町から事務組合に対し、「邑智郡総合事務組合にかかる過少電気料の負担について（通知）」として、正式に通知する。

令和2年2月28日

事務組合議会全員協議会において、川本町からの提案が全会一致で了承される。

3町合意に向かつての考え方

3町合意に向かつては、次の点を考慮し進めて行けるよう、事務組合に申し入れ、協議してきたところです。

・川本町と邑智郡総合事務組合の協議によって進める。

・川本町は、応分の責任負担を考慮する。

・過少となっていた額及び負担額等を算出するにあたって、専門家等の見解を参考にする。

過少額請求についての考え方

・川本町が設置した第三者調査委員会の指摘にあるとおり、組織体制の不備や知識不足、読取桁誤り等により長期に亘って過少請求の状態が続いていたことによるものであることを認める。

・川本町が会館全体の電気料を一旦全額支払った後、事務組合の使用実績分を案分し請求していたものが過少請求となっていたものであること。

・川本町の事務処理誤りに起因したものであることを真摯に受け止め、川本町として応分の負担を十分に考慮する必要がある、過少となっていた額について3町協議に基づいて負担額の合意に向かうこと。

・第三者調査委員会は、民法に基づき不当利得返還請求権及びそれに係る時効消滅期間を考慮し、「再計算によって求められた概算額1159万7103円を基準として、事務組合から川本町に支払う請求漏れの電気料金の額について、話し合いをされることになる。」としており、この

意見も尊重しながら事務組合と協議を進めること。

・協議を進めていく上で、疑義の出た事項については、法律の専門家等の意見を参考にしながら、できるだけ明確な根拠が得られるものとなるようにする。

■請求についての再検討

・事務組合は川本町からの請求額どおりに支払っていた。
 ・請求額が、読取桁誤り等の事務処理誤りにより、実際の電気使用量よりも少なくなっていた検針値により計算されたものであった。
 こと、及び弁護士の見解により、電気料金については不当利得による返還請求ではなく、電気料金を過少請求していたことについて、過少となっていた額を再計算し、過少額分の負担をお願いする。

■電気子メーターが検定有効期限を過ぎていたこと等について

・電気メーターの正確性と検定について正しく認識し、的確に対処していれば防ぐことのできた問題である。
 ・検定期限の切れたメーターを使用し、計量していた検針値を基に過少請求額を再計算することについて出された疑義の検討。

○平成30年12月10日付け、第三者調

査委員会の委員でもある津田弁護士の見解として「子メーターの検定を受けていなかったということと、子メーターの計量が信用できないということとは、直接の関係がありません。」

○令和元年10月28日付け、佐和法律事務所の見解として「計量法16条は今回のような場合に算定の根拠としてメーターの使用まで禁止している条文ではありませんし、検定期限が切れたからといって、突然メーターが誤った数値を示すものではありません」また「民法169条が規定する定期給付債権と構成する余地も出てきませんが、そのように構成した場合、消滅時効は5年です、そのように構成できたとしても、平成31年1月10日の時点で消滅時効が完成していません。」

これらの見解を踏まえ、過少となっていた電気料金の概算額を再計算するにあたっては、すでに正確な検針数値を求める方法が他に無いため、現在残っている検針台帳（読み取った電気メーター値をそのまま記載した台帳）数値によるしか再計算はできないものと結論づけた。

■過少額再計算の考え方

・第三者調査委員会及び佐和法律事務

所の見解を参考に消滅時効の考え方を、平成26年以降については5年、それより前は10年とする。従って、対象期間を平成21年度から平成30年度までとし、過去に遡って過少請求額を再計算する。

・再計算にあたっては、現存する検針台帳を基に行う。
 ・平成30年度分については、実績に基づき既に全額の処理が終了していることから除外する。
 ・検針台帳が残っていない年度、検針台帳の前年度からの期末の数値と新年度の期首の数値に整合性が無い年度等については除外する。
 従って、平成24年度から平成29年度までが再計算の対象範囲となる。

■過少請求額（下表参照）

・平成24年度から平成29年度まで再計算による過少概算額
 8,465,000円
 （再計算によって求められた8,465,954円を基に概算請求額を決定）
 ・川本町の責任負担分過少概算額に対して3割負担額
 2,539,500円
 ・事務組合への請求額①から②を引いた残り7割分の額
 5,925,500円

事務組合電気料金表

(単位：円)

年度	会館電気代 A	組合負担分 B	再計算額 C	過少額 C-B
H21	12,534,409	592,878	1,553,997	961,119
H22	13,241,572	566,350	1,622,871	1,056,521
H23	13,855,906	645,685	1,759,194	1,113,509
H24	13,710,316	625,190	2,087,665	1,462,475
H25	13,372,978	649,851	2,006,744	1,356,893
H26	14,186,292	191,319	1,913,189	1,721,870
H27	13,061,145	154,121	1,544,575	1,390,454
H28	12,994,066	158,528	1,586,224	1,427,696
H29	12,795,939	241,843	1,348,409	1,106,566
H30	12,664,990	4,734,124		
計	132,417,613	8,559,889	15,422,868	11,597,103

再計算から除外した年度
3,131,149円

再計算の対象年度
8,465,954円

実績に基づき全額支払われた年度

令和2年度狂犬病予防集合注射の実施について

犬を飼っている方は、年に1回、飼育犬に対し狂犬病予防注射を受けなければなりません。

川本町では地域を巡回し、「狂犬病予防集合注射」を実施します。詳しい日時・場所は後日送付するハガキでご確認ください。

狂犬病予防注射日程
令和2年5月26日(火)～28日(木)

集合注射で注射を受ける場合

次のものをご持参いただくとともに、左記の金額をご用意ください。

・新規登録の場合：飼い犬の情報がわかるもの(会場にて申請書に犬種、生年月日等をご記入いただきます)

・継続(登録済み)の場合：集合注射案内状(役場から送付するハガキ)

新規 6,000円

(登録手数料3,000円+予防注射料2,450円+注射済票交付手数料550円)

継続(登録済み) 3,000円

(予防注射料2,450円+注射済票交付手数料550円)

※お釣銭の生じないようご協力をお願いします。

動物病院で注射を受けた場合

「注射済票」をお渡ししますので、

町民生活課までお越しください。

※「狂犬病予防注射済証」と手数料550円が必要です。

飼い犬登録のお願い

飼い犬登録(生涯1回)がまだの方は、役場町民生活課で登録申請をしてください。「鑑札」をお渡しします。

※手数料3,000円が必要です。

犬が死亡した場合

注射の案内ハガキは令和2年3月末時点で川本町に犬の登録がある方へ郵送します。犬が死亡した場合、すみやかに「犬の死亡届」を役場町民生活課まで提出してください。用紙は、町民生活課に用意しています。

飼い犬のマナーを守りましょう

・フンの後始末をしましょう

・フンは持ち帰るなどきちんと処理し、その場に放置することがないようにお願いします。

・放し飼いはやめましょう

放し飼いは鳥根県条例で禁止されています。人に危害を加えたり、迷子になったりする恐れもありますので、絶対に行わないようご協力をお願いします。

【問】町民生活課 ☎72-10632

全国戦没者追悼式の参加者を募集します

鳥根県では、先の大戦により亡くなられた方に追悼の誠をささげ、平和を祈念するため、政府主催により実施される「全国戦没者追悼式」式典に鳥根県遺族代表として参加していただく方を募集します。

と き

令和2年8月14日(金)～15日(土)
※1泊2日(式典は8月15日)

と ころ

日本武道館(東京都千代田区北の丸公園2番3号)

対 象

(以下の全てを満たす県内在住の方)

(1) 日華事変(昭和12年7月7日以降の軍人・軍属等戦没者の遺族

(2) 戦没者の遺族である配偶者、子、

父母、兄弟姉妹、孫、甥姪、曾孫、子・兄弟姉妹・孫・甥姪の配偶者、

18歳未満の遺族(令和2年8月15日

時点)とその保護者

(3) 健康状態良好で、2日間の団体行動に耐えられる方(介助者なしで行動が可能であること)

※これまでに全国戦没者追悼式に参加したことがない方を優先します。

※戦没者1名につき1名の参加を原則とします。(子・兄弟姉妹の配偶者が夫婦で参加する場合及び18歳未満遺族とその保護者が参加する場合を除く)

参加費

松江市を起点とした東京までの往復運賃と宿泊費は公費で定額助成します。その他の費用は自己負担となります。(参加費は無料ではありません。)

■ 申込期限 令和2年5月26日(火)

■ 応募方法

川本町役場町民生活課において、備え付けの「申込書」でお申込ください。

その他

(1) 全応募者の中から続柄、年齢等を考慮のうえ県で選考いたします。(先着順ではありません。)

(2) 参加については、一般財団法人鳥根県遺族連合会が主催する旅行団により実施し、集合から解散まですべて団体行動となります。

(3) 参加が決定してから辞退されると、時期によってはキャンセル料を支払っていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

(4) 選考結果は、7月中旬ごろ鳥根県庁高齢者福祉課よりお知らせします。

【問】町民生活課(申込書提出先)

鳥根県高齢者福祉課 ☎72-10632
高齢社会・援護恩給グループ

☎0852-22-5240

一人一人の人権が 尊重される社会の実現 ～当事者意識を持つことの大切さ～

島根県では、「一人一人の人権が尊重される社会の実現」を目指して、県民の人権意識の向上と人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めています。

しかしながら、私たちの身の周りには、いじめや、女性、子ども、高齢者などに対する暴行・虐待などの人権侵害が発生するなど、多くの人権に関する課題が残されています。また、多様な性的指向・性自認等の需要、災害時における外国人や障がいのある人等への配慮など、新たな課題も顕在化しています。

そのため、一人一人の個性や違いを最大限に尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、共に支え合う「共生の心」を醸成していく必要があります。そして、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいけるような「人権という普遍的な文化」の創造を目指していきたいです。

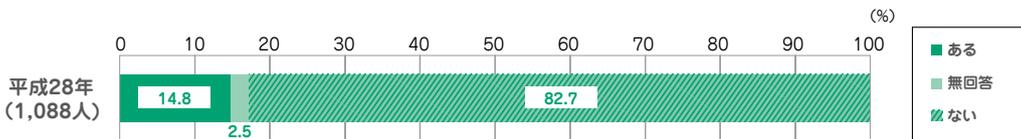
それらの実現に向けて、川本町でも学校や家庭、職場、地域など様々な場を通じて、一人一人の人権を尊重する意識を高め、差別を見抜き、差別をなくす実践力を培う人権教育や啓発活動を進めていきます。まずは、当事者意識を持ち、何事も自分のこととして考えたり、行動したりすることが大切だと思います。今年度もあらゆる機会を通して、様々な人権課題に対する研修会等を実施していく予定です。今後も引き続き、皆さんと一緒に、人権について考え、学びを深めていきたいと思えます。

※参考：島根県人権施策推進基本方針（第二次改定）平成31年3月

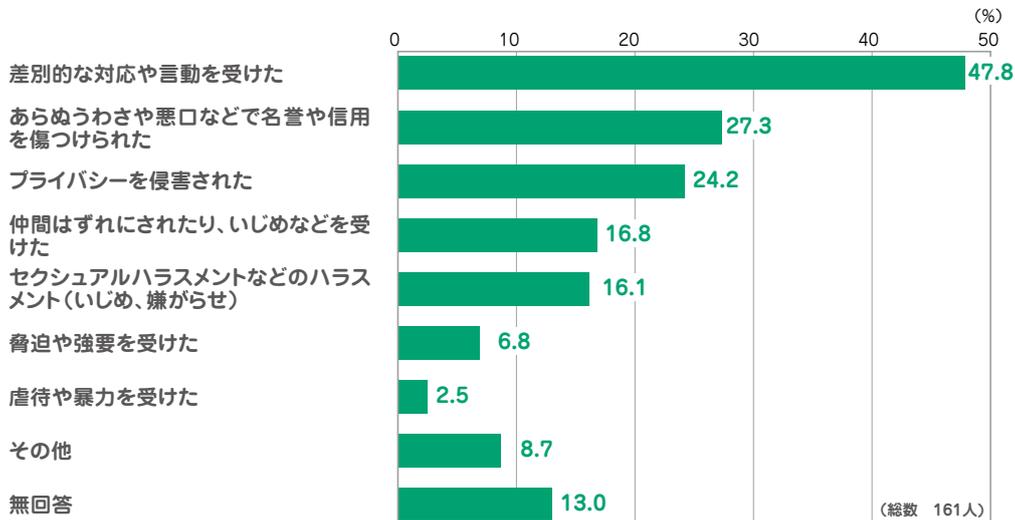
（文責：派遣社会教育主事 竹田進吾）

平成28年 人権問題県民意識調査

Q 過去5年間ぐらいの間に、日常生活の中で、あなた自身が差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか。(○は1つ)



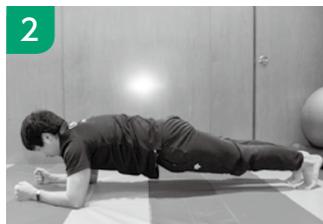
Q (差別や人権侵害を受けたことがあると回答した人に) それほどのような差別や人権侵害を受けましたか。



今回も体幹トレーニングを紹介します。体幹トレーニングにも動きを取り入れることで、スポーツや日常作業などの動作中でもブレない身体の軸を手に入れましょう！きっとギックリ腰等ケガの不安も減りますよ。



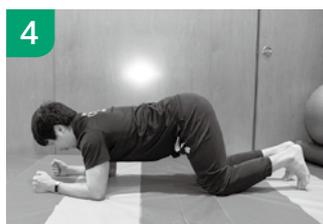
①腕立て伏せの状態になります。かかとから頭までなるべく一本の線で結べるように真っすぐになります。腰が落ちてしまうと負荷が増えて、痛みが生じる可能性があるため気を付けてください。



②①の状態から、右肘→左肘と交互に着きます。その後、右手のひら→左手のひらと交互に着いて①の状態に戻ります。この一連の流れを繰り返します。無理のない範囲でリズムカルに10回程度行えると良いですね。



③負荷が強すぎて腰が落ちてしまう、腕立て伏せの状態をキープ出来ないなどの人は、膝を着いた四つん這いの状態で行いましょう。手のひらの位置は、肩の真下にあると楽に行えます。



④膝と手のひらを着いた状態から、右肘→左肘と交互に着きます。その後、右手のひら→左手のひらと交互に着いて③の状態に戻ります。この繰り返しは、膝を着いていてもいなくても変わりません。

田井コラム

皆さんいかがお過ごしでしょうか。自粛や「stay home」という言葉をよく耳にするとします。ただそれは、身体不活動を推奨するものではありません。免疫力を高めるためにも、快適な睡眠導入のためにも適度な運動はこんな時期だからこそ必要だと私は思います。例えば、自宅の周りを人と距離を取りながら黙々と歩く。これは「3つの密」には当てはまりません。工夫が必要かも知れませんが、やってやれないことはないと思います。一人ひとりの健康への意識が高まり行動を起こすことによって、川本町の全ての方がコロナウイルスに打ち勝つことをお祈り申し上げます。トレーニングの解説、提案などにより、微力ながらもお手伝いさせていただきますので、引き続きよろしくお願い致します。

地域おこし協力隊（健康運動指導士） 田井 誠

地域おこし協力隊 退任



おおむら のぶみ
大村 信望さん

活動期間

平成29年4月～令和2年3月

3年間大変お世話になりました。すてきな町をつくるためにはすてきな人が必要だという考えから、まちづくりに関わる活動の支援をしてきました。地域の皆様のあたたかなご支援のおかげで、地域活動に関わった高校生達はよりすてきな存在へと成長していきました！本当にありがとうございました。

昨年からは、空きビルを活用して、コミュニティ活性を目指すカフェの運営や地域活動を活かしした高校生の進路指導に携わらせてもらっています。都会ではできない学びや経験ができる川本町の強みを活かして、川本町で学ぶ若者がよりすてきな未来になっていくように引き続き活動していきますので、これからもどうぞよろしくお願い致します。



やまだ りょうた
山田 翔太さん

活動期間

平成29年4月～令和2年3月

今年3月で地域おこし協力隊の任期を終えました。活動期間中は株式会社オーサンでエゴマ栽培に関する技術・知識を学ばせていただきました。また、農業以外にも地域のイベントに積極的に参加し充実した3年間を過ごすことができました。

任期終了後は、川本町に定住し、オーサンの社員として働かせていただくことになりました。これからは、エゴマの安定多収栽培と個人で野菜栽培に取り組み、川本町の発展に貢献できるように頑張りたいと思いますので、これからもどうぞよろしくお願い致します。

令和2年度入学式
14期生68名が入学



島根の真ん中で
祝 夢をつかめる自分になる!
ご入学おめでとうございます

4月9日(火) 島根中央高校第14期生68名が期待に胸を膨らませ入学しました。

新型コロナウイルスの感染防止のため、式次第の一部を省略、3カ所に分散、そして生徒同士の間隔を十分とったうえで入学式を挙行しました。例年とは違う形での開催となつてしまいました。が、入学生は戸惑うことなく入退場などを行うことができました。

令和に入って最初の入学式ということで、いっそう心に残る入学式になったのではないのでしょうか。

次は、新入生(川本中出身)の皆さんの声です。

【中島 聡太さん】十分に学習して、充実した高校生活にしたいです。

【奥羽場杏里さん】文武両道。勉強と部活動を頑張りたいです。

【北山 百花さん】自分の夢を叶えるために一生懸命頑張りたいです。

【名原かのんさん】将来の夢を叶えることができるように、当たり前のことをコツコツやり続けたいです。

【松下 瑞季さん】勉強と部活動の両立をしっかりと、たくさんの人に応援してもらえよう頑張りたいと思います。

地域の皆さんには地域活動をはじめ、様々な面で生徒がお世話になります。よろしく願います。

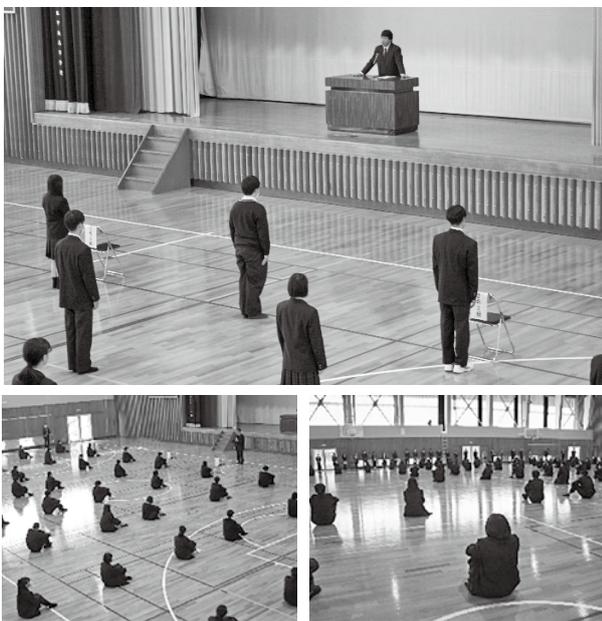
令和2年度 最初の始業式でした!

入学式の前日の4月8日(月)に、令和2年度1学期の始業式を行いました。新任式をとりやめ、入学式と同様に新型コロナウイルスの感染防止のための対応を行いました。

新型コロナウイルスの影響で、各地で休校のニュースが話題になる中で、ようやく学校に来ることができた生徒たちは、晴れやかな顔を見せてくれました。

日々の学校生活が「当たり前なもの」と思わず、これから学校生活を過ごすことができるかなと思います。

これからの皆さんの活躍を期待しています。



ぶっくん だより

2020年
4月号

No.275



かわもと図書館

電話 0855-72-0025 Fax 0855-72-1061
開館時間：9時～18時 土日9時～17時
休館日：火曜日・祝日・月末整理日・年末年始

5月の展示テーマ

《一般書》

新緑・みどり・花いっぱい！
新緑が目ややさしい季節となりました。緑や植物、花の本を集めて展示します。



《児童書》

「こども読書週間」に合わせて、「ことばの本とおすすめの本」の展示します。
今年の標語は「出会えたね。とびっきりの1冊に。」です。



その他多数あります。

新刊案内 おすすめの1冊

一般書

クスノキの番人

東野圭吾 著
実業之日本社

わかれ縁

西條奈加 著
文藝春秋

プロが教える！多肉植物の育て方・楽しみ方

向山幸夫 監修
西東社

児童書

山はしっている

リビー・ウォルデン 著
リチャード・ジョーンズ 作
横山和江 訳
鈴木出版

あつくんとデコやしき

八百坂洋子 文
垂石眞子 絵
福音館書店

ばかばかももんちゃん

とよたかずひこ 作・絵
童心社

掲示板

おでかけ図書館デー

5月12日(火) 西公民館
5月13日(水) 三原まちづくりセンター
健康福祉課の健康相談にあわせて行います。

新コーナー紹介

ヤングアダルトコーナー (略してYA)

子どもでもない 大人でもない
13歳から19歳の若い大人のあなたへ！

「何か、面白いことはないかなあ…」と思っているあなた！ヤングアダルトコーナーを、のぞきに図書館に来てみませんか？

どんな本があるの？

- 日本や外国の「ファンタジー」「はらはらドキドキ、ドンテン返し…」「涙、涙…」など感動する本やハマる本
 - チャレンジしてみたい「スポーツの本」
 - 悩み多きお年頃のための「悩み解決のための本」
 - 将来を考え始める「進学・就職の本」「仕事についての本」
- など用意してあります！

本の背表紙にYAのシールがついています。



4月23日 川本町読書の日

こどもの読書週間 4月23日～5月12日



川本町では、この日を川本町読書の日に指定しています。
メディアから離れ本で親子のふれあいを！

蔵書点検結果報告

システム移行にともない蔵書点検を行いました。

蔵書点検では、図書館にあるすべての資料のバーコードを1冊ずつ読み取り、データと照合します。それによって資料が正しい場所にあるか、行方不明のものが無いかを確認しました。

休館中はご協力いただきありがとうございました。

3月末の蔵書数	49,954冊
(うち児童書)	22,043冊)
不明資料	62冊

※不明資料

貸出手続きをしないまま持ち出された等の理由で所在がわからない資料です。

悠邑ふるさと会館催し物案内

日本遺産 神々や鬼たちが躍動する神話の世界 パネル展

観覧可能時間／8：30～18：00 料 金／無料

「日本遺産」とは地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもので、島根県もいくつか認定されたストーリーがあります。その中でも、石見地方は県西部に根付く伝統芸能「神楽」によるストーリーが認定されました。

悠邑ふるさと会館エントランスでは、こういった内容のストーリーなのか。また、関連する52の石見地域の文化財などをまとめたパネル展を行っています。

また、パネル展示に併せて、三原神楽団の演目「丸山築城」で使用する衣装や面などをエントランスで展示しています。間近で目にする機会が少ない神楽衣装も併せてご覧ください。

エントランス

8月頃まで

悠邑ふるさと会館・かわもと図書館休館日については、P19カレンダーをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に関するお願い

新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言が発令されています。また、島根県内においても松江市で感染が確認されました。引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手洗い、咳エチケットを励行するほか、「三つの密」（密閉空間、密集した場所、密接した会話）を避ける基本的な予防策を徹底していただきますようお願いいたします。

また、緊急事態宣言が発令された地域や感染が確認されている地域への、不要不急の往来は極力控えていただきますようお願いいたします。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町民の皆さんのご協力をよろしく申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する 差別や偏見を生まないために

新型コロナウイルス感染症が全世界で拡大する中、SNS等による誤った情報の拡散や不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながることはないよう、地域やご家庭においても、正しい理解と認識を得られるようにお話し合ってください。

また、お子様のささいな変化に気づき、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、学校や関係機関等との連携をお願いします。



いじめ相談電話番号 0120-779-110

24時間子供 SOS ダイアル 0120-0-78310

子どもの人権 110 番 0120-007-110



チャイルド（ジュニア）シート購入費助成金について

全国的に交通事故による乳幼児の死傷者が増えているなか、6歳未満の子どもを自動車に乗車させる場合には、チャイルドシートの装着が義務づけられています。

そこで川本町では少子化対策の一環として乳幼児の交通安全を推進するため、チャイルドシートを購入する保護者に対し助成金を支給します。



- **助成対象者** 川本町に住所があり、乳幼児（就学前の児童）を養育する保護者。（乳幼児についても川本町に住所があること。）
- **助成上限** 乳幼児1人につき1台まで助成可能
- **助成金額** シート1台につき、購入価格に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数切捨）上限15,000円
- **申請手続** 下記①～④を持参し、川本町役場健康福祉課で申請（※随時受付）
 - ①宛名が父又は母の領収書（児童が父母以外の養育者に養育されている場合を除く）
 - ②保証書（チャイルドシートの品名又は型式が記載されているもの）
 - ③印鑑
 - ④振込先口座番号のわかるもの

【問】健康福祉課 ☎72-0633

情報 じょうほう 交差点 こうさてん

募集

離職者等再就職訓練

【訓練科名】パソコン・経理資格取得コース（川本）

【定員】15名

【訓練内容】初心者を対象に一般事務に必要なパソコンの基本操作、経理事務の実践的知識、技能の習得を旨とします。併せてビジネスマナーやコミュニケーション能力など職業人として求められるスキルを身につけます。

【応募資格】求職者

【受講料】無料（ただしテキスト代等16,000円程度必要です。）

1. 訓練期間 6月2日（火）～9月30日（水）

2. 訓練会場 邑智地域能力開発センター（邑智郡川本町大字川本265-13川本合庁2階）

4. 3. 募集期間 5月15日（金）まで
応募方法 お近くのハローワークの窓口で相談の上、「入校願」を提出してください。

5. 入校検定日 5月21日（木）

6. 5. 検定会場 島根県川本合同庁舎5階504会議室

7. 選抜方法 筆記試験（国語、数学）・面接試験

8. 合格発表 5月26日（火）

〒698-0004

E-mail: seibukotogi@prei.shimane.lg.jp

お知らせ

自動車税種別割の納期内納付

自動車税は、令和元年10月に「自

動車税種別割」に替わりました。自動車税種別割の納期限は、6月1日です。必ず納期限までに納めていただきますようお願いいたします。

☎08555-2915522

自動車税種別割の「グリーン化税制」について

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新車新規登録された自動車は、低燃費及び排出ガス性能が一定の基準を満たす自動車は、その満たす基準に応じて税額が約75%又は50%軽減されます。

また、新車新規登録から11年経過したディーゼル車及び13年経過したガソリン・LPG車は、税額が約15%加算されます。

☎08555-2915521

◇交通事故・違反発生状況

（令和2年3月末）

広げよう 事故ゼロかわもとの 思いやり

飲酒	物損	死傷者	人身	
0 (0)	5 (17)	0 (0)	0 (0)	川本町
0 (0)	28 (32)	1 (0)	1 (0)	川本町 累計
0 (0)	96 (83)	3 (5)	3 (4)	郡内 累計

※()内は前年同月数



4/6 (月)
事故ゼロおち出陣式
～令和2年かわもと春の陣～

4月6日から15日まで取り組まれた春の全国交通安全運動に合わせ、邑智郡交通安全協会による「事故ゼロおち出陣式」が、道の駅インフォメーションセンターかわもと（因原）で行われました。式典後には、参加者らが国道沿いでのぼり旗を掲げ、ドライバーに対して安全運転を呼びかけました。

南山道治さん 旭日単光章

町議会を5期17年の永きにわたり務められた南山道治さん（写真左）が、このたび旭日単光章を受章され、島根県庁知事室で伝達式が行われました。

南山さんは、昭和62年の初当選以来、地域の活性化に多大な貢献をされ、平成13年4月から平成16年3月まで議長に就任し議会の長として議会を円滑に運営されるとともに、町政の発展に尽力してこられました。



地域おこし協力隊紹介



観光活性化コーディネーター

いわた さとし
岩田 哲さん

(福岡県柳川市)

令和2年4月1日着任

昨年まで中堅旅行会社に約30年勤務し、大阪、名古屋、福岡と勤務地は変わりながらも旅行業務に従事していました。川本町で観光活性化コーディネーターとして地域の方々と関係を密にし、「郡都・川本町」を継続し明るい街づくりの一翼が担えるよう、精進してまいりたいと思っています。

川本町の人口

令和2年3月31日現在
※()は前月との増減

合計 3,225人
(前年同期：3,282人)
男 1,520人 (-7人)
女 1,705人 (-15人)
うち65歳以上 1,446人
うち15歳未満 313人
(前月比 -22人) 世帯数 1,637戸

増減	転入 45人	出生 0人	その他 0人
	転出 64人	死亡 3人	その他 0人

※ 住民基本台帳を基にした、令和2年3月中の異動状況



3月29日、志村けんさんが亡くなりました。子どもの頃からテレビでお馴染みの方の訃報に大きな衝撃を受けました。テレビやインターネットで過去の活躍を目にすると、声を出して笑ってしまいますが、もう二度と志村けんを観ることが出来ないと思うと切ないですね。私たちも、今の日本のこの状況が他人事ではないことを自覚して行動しなければなりません。